

# 告示

## 埼玉県告示第百二十二号

次の軽油引取税免税証は、亡失したので、亡失の日から無効とする。

平成三十一年三月十二日

埼玉県知事 上田清司

免税証の種類	免税証の記号及び番号	枚数	用途	有効期間
二〇〇トリッ	03H020220 03H020218	三	船舶	平成三十年九月十二日 平成三十一年二月二十八日
免税証に記載された販売業者の所在地及び氏名又は名称				
神奈川県横浜市鶴見区末広町一丁目十五				
関東タス株式会社				
免税証を交付した事務所		亡失年月日		
埼玉県自動車税事務所		平成三十年十二月七日		